

令和5年12月定例会  
議案参考資料

八尾市職員旅費条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
	目次
	第1章 総則（第1条～第6条の2） 第2章 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（第7条～第11条） 第3章 日当、宿泊料及び食卓料（第12条～第14条） 第3章の2 移転料及び扶養親族移転料（第15条・第15条の2） 第4章 雜則（第16条～第24条）
附則	第1章 総則 第1条 略
第1章 総則	第1条 職員が出張（公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをい う。以下同じ。）又は赴任（本市の要請に基づいて国家公務員又は他の地方 公共団体の職員から引き続いて本市の職員となつた者が採用に伴う移転のた め住所又は居所から勤務地に旅行すること（市長が特に必要と認める旅行に 限る。）をいう。以下同じ。）をした場合には、当該職員に対し、旅費を支 給する。
第2条	2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移 転料及び扶養親族移転料とし、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料 及び食卓料の支給額については、別表第1でこれを定める。ただし、同表の 区分については、市長が別に定める。
第3条	旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とし、その支給額に ついては、別表でこれを定める。ただし、公務の都合又は天災 その他やむを得ない事情により通常の順路により通じ難い場合には、そ の現に通過した経路による。
第4条～第6条の2	第3条 旅費は、通常の順路により計算する。ただし、公務の都合又は天災 その他やむを得ない事情により通常の順路により通じ難い場合には、そ の現に通過した経路による。
第2章	第2章 略
第3章	第3章 日当及び宿泊料
第12条	第12条 略

2 水路旅行及び航空旅行には、天災その他やむを得ない事由により上陸又は着陸して宿泊した場合のほか宿泊料を支給しない。ただし、船賃、航空賃のほか別に食卓料を要するときにおいてはその差費を支給する。

### 第13条・第14条 略

#### 第15条 削除

2 水路旅行及び航空旅行には、天災その他やむを得ない事由により上陸し、又は着陸して宿泊した場合のほか宿泊料を支給しない。この場合において、別に食卓料を要するときは、夜数に応じて支給する。

### 第13条・第14条 略

#### 第3章の2 移転料及び扶養親族移転料

##### (移転料)

第15条 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、次の各号に規定する額により支給する。

(1) 赴任の際扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。以下同じ。）を移転する場合には、旧勤務地（新たに採用された職員にあつては、住所又は居所。以下同じ。）から新勤務地までの路程に応じた別表第2に定める額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

##### (扶養親族移転料)

第15条の2 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、次の各号に規定する額により支給する。

(1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日ににおける扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおけるアからウまでに掲げる年齢の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額の合計額

ア 12歳以上の者 その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食卓料の3分の2に相当する額  
イ 12歳未満6歳以上の者 アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者 その移転の際ににおける職員相当の日当、宿泊料及び食卓料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者1人ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日ににおいて胎児であつた子を移植する場合における扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日では、扶養親族移転料の額の計算に適用する。

3 第1項第1号アからウまでの規定により扶養親族移転料の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 第4章 略 附 則 略

別表第1 (第2条関係)

区分	略	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
1号		15,000円	3,000円
2号	略	14,000円	2,500円
3号			2,000円

備考 略

別表第2 (第15条関係)

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロ未満	鉄道100キロメートル以上300キロ未満	鉄道300キロメートル以上500キロ未満	鉄道500キロメートル以上	鉄道1,000キロメートル以上	鉄道1,500キロメートル以上	鉄道2,000キロメートル以上
1号								
2号								
3号								
備考	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。